

平成 18 年度 全国木材組合連合会事業計画

1. 最近のわが国経済社会の動向

わが国経済は、都市銀行をはじめ金融機関の不良債権処理促進、大企業（特に製造業）を中心とする経営の効率化とリストラや自動車産業、鉄鋼産業等の躍進、更に米国、中国をはじめとするアジアなどの海外の景気の拡大による輸出の増加により、景気は緩やかに回復している。

景気の先行きについては、企業収益の改善、設備投資の増加、雇用環境の改善などから個人消費も増加傾向にあり、引き続き緩やかに回復を続けるものと予測されている。

一方、原油価格の動向の内外経済に与える影響や為替相場の動き等に留意する必要がある。

大企業と中小企業、都市と地方との景況感には依然として大きい差はあるものの、景気回復は中小企業や地方にも波及して来ている。

しかし、政治や経済の枠組が大きく変化している中で、景気回復は、ニーズに適切、迅速に対応するところしか波及しなくなって来ており、変化への対応が出来ない地域や企業は生き残れなくなって来ている。また、企業のあり方については、CSR（企業の社会的責任）が非常に重視されて来っており、なかでも時代のキーワードとなっている「透明性」が求められる世の中にあって最も基礎的かつ重要な活動であるコンプライアンス（法令遵守）の実践が大きな鍵となっている。

更に、「環境」がキーワードとなり、企業活動において、環境への配慮の取組みが求められている。

平成 18 年度政府予算（案）は、小さくて効率的な政府の実現に向けて、これまでの基本路線である歳出改革路線を堅持・強化するため、三位一体改革を推進するとともに、総人件費改革、医療制度改革、特別会計改革、資産・債務改革、政策金融改革等の構造改革を加速・拡大し 21 世紀にふさわしい仕組みを作り上げていくこととしている。すなわち、「改革なくして成長なし」「民間でできることは民間で」「地方にできることは地方に」といった方針の下、引き続き、郵政民営化の着実な実施、政策金融改革、市場化テストによる民間への業務の開放、規制改革とともに三位一体の改革等政府全体の歳出を国と地方が歩調を合わせつつ抑制するなど歳出の徹底的な見直しと政策の重点化を内容とする予算を編成している。

重点施策として、昨年に引き続き次の 4 分野が推進されることとなっている。

ア．人間力の向上・発揮 - 教育・文化、科学技術、IT

イ．個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方

ウ．公平で安心な高齢化社会・少子化対策

エ．循環型社会の構築・地球環境問題への対応

また、社会資本整備、社会保障制度、地方財政等の制度、施策の見直しを行うこととなっている。その際、各施策の推進に当たっては、安全、安心について十分に配慮することとなっている。

2．最近の木材産業等の動向

(1) 需要サイド等の動き

近年、我が国の住宅をとりまく状況は、少子・高齢化の進行、環境制約の増大・ライフスタイルの多様化など社会の大きな構造変化、更に、国民の居住ニーズの高度化・多様化等大きく変化してきている。特に、阪神・淡路大震災や品確法の施行、更に耐震強度偽装問題などから、住宅建築については、耐震性、耐久性、高気密・高断熱性に加え、安全・安心、また環境・健康、更に長期の品質保証等に対するニーズが一段と高まってきている。その様な中で、住宅資材としての木材は、未乾燥材から乾燥材へ、粗挽き材から仕上げ材、更に、強度、剛性などの性能の確保、明示された表示木材などより高精度な性能重視の製品が求められて来おり、その需要構造は急激に変化して来ている。

こうした動きの中で、大工・工務店のかこい込みやフランチャイズ化などによる大手ハウスメーカーの地方進出が著しく、従来、地域の大工・工務店が担ってきた住宅建築分野を蚕食している。一方、首都圏をはじめ大都市を中心に、構造用集成材の使用とプレカット加工を軸としたパワービルダー（大手戸建分譲住宅業者）が大きくシェアを伸ばしてきたが、大手ハウスメーカー（注文住宅が主体）の中で戸建分譲住宅への参入などもあり、首都圏では供給の増加と、土地の確保等から勢いが弱まっているが、地方都市への拠点展開に動きだしている。また、地縁血縁・既存顧客のアフターフォローを怠らない「口こみ」パワーをもった工務店も伸びてきている。更に、住宅メーカー等の規格化された住宅に対して満足しない地域の消費者から信頼を勝ち得る大工・工務店も増えてきている。

また、木材等の建築資材の購入先を「ホームセンター」、「大型小売」や「直需市場」に求める中規模ビルダー、大工・工務店やリフォーム業者が増えてきており、新たな木材流通の流れができてきている。地方の公共建設（築）工事において、木材業界の主体性確保や建築コスト引き下げの取組みとして木材を別注して工事請負業者に支給するところが出て来ている。

国土交通省では、品確法及び建築基準法の性能規定化の推進を図っている。その中で住宅性能表示制度において戸建住宅のシェアが10%を達成するなど木造住宅での性能表示の動きが活発化してきている。

これに伴い、大手ハウスメーカーだけでなく、地域工務店においても乾燥材、集成材等品質性能が担保された製品、特に集成材へのシフトが急激に進むなど、

製造者責任に向けた対応が図られてきている。

住宅金融公庫の廃止と平成 19 年 3 月までに独立法人への移行が決定され、住宅金融の民間金融機関への移行が大きく進んでいる。

また、民間金融機関が長期低金利での住宅ローンの提供が可能な様に住宅金融公庫が証券化支援という形で証券化を行う「フラット 3 5」(最長 35 年間の固定金利)を開始した。

国土交通省、厚生労働省と林野庁の三省庁は、木材等の建設資材のリサイクル化を図るため、現場分別及び再資源化を義務付ける「建設工事業にかかわる資材の再資源化等に関する法律」を制定し、平成 14 年 5 月から施行した。

廃木材の再資源化については、パーティクルボード、繊維板、製紙用チップへの利用が増加しているが、焼却による処理が認められていることから、現在もこれによるものが依然として多い。

平成 15 年 2 月「バイオマス・ニッポン総合戦略」(平成 14 年 12 月閣議決定)の推進のため、関係省庁で構成する「総合戦略推進会議」を設置し、バイオマス利用が本格的に動き出した。

また、バイオマスエネルギー利用促進については、平成 15 年 4 月電気事業者に一定量の新エネルギー由来の電気の買取を義務づける「新エネルギー利用促進に関する特別措置法」の施行令において、木質バイオマスを熱源とする熱に由来する電気がその対象とされた。

なお、バイオマス・ニッポン総合戦略は、平成 18 年 3 月に改訂が閣議決定された。木質バイオマス利用については、各地で乾燥施設の熱源、発電、ペレット生産等各種の取り組みがはじまっている。

国土交通省は、資源循環型の住宅市場を整備するため、「増改築住宅の性能保証制度」を導入するとともに平成 14 年 8 月から「既存住宅(中古住宅)を対象とした性能表示制度」を導入し、更に平成 18 年 4 月から消費者が安心して、リフォームを実施できる環境を整備するため、リフォームした既存住宅についても、その対象に加える拡大が図られた。

また、木造住宅の長寿命化、伝統工法の保全等を図るため、公営住宅等の「長寿命木造住宅の整備推進」や「高い技術、技能を持った技能者を育成する伝統構法を活かした木造住宅の生産体制強化推進」(大工塾)の事業を実施している。

国土交通省は、平成 17 年 9 月の社会資本整備審査会住宅宅地分科会の答申の中で、地域材による伝統構法木造住宅の担い手の育成等地域材を活用した伝統的な軸組住宅を見直すこと等を明記するとともに、耐震化促進や高耐久性の重視、防犯性能の向上、環境共生型への移行など「真に豊かさを実感できる」住生活の構築を目指すものとなっている。

国土交通省は、上記答申等を内容とする「住生活基本法」を平成 18 年 2 月国

会に提出した。

住生活基本法は住宅政策の基本理念や国等の責務を明確化し、住宅政策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を新たに策定することとし、市場重視、ストック重視の政策展開、住宅セーフティーネットの機能向上を通じ、豊かな住生活を実現することを内容としている。

厚生労働省は、シックハウス対策としてホルムアルデヒド等 13 物質の室内空気環境に関する指針値の指定とともに、総揮発性有機化合物 (TVOC) の暫定目標値を決定した。なお、林野庁は、平成 15 年 11 月 WHO (世界保健機構) が公表しているアセトアルデヒドの許容濃度 $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ $300\mu\text{g}/\text{m}^3$ の誤りであることを WHO が認めたと公表した。このことに対して、平成 16 年 4 月、国土交通省は品確法の性能表示制度からアセトアルデヒドを当面削除すると公表した。厚生労働省の「室内濃度に関する指針値」では、アセトアルデヒドの許容濃度の訂正は検討中で、なお $48\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっている。

国土交通省は、平成 15 年 7 月から改正建築基準法でシックハウス対策としてホルムアルデヒドとクロルピリホスの 2 化学物質の住宅への使用規制を実施した。この中で、ムク製材品は規制対象外資材となったことから内装材や下地材等への需要が増えてきている。

こうしたシックハウス対策の施行に先立ち、JAS、JIS の規格の改正が行われ、使用規制を受けない資材のランクとしてホルムアルデヒド F 星 4 つが規定された。また、国土交通省は JAS、JIS の規格の対象品目以外でホルムアルデヒドの JAS、JIS 品を基板とする木質建材に対して、自主表示する制度を認めた。これを受け全木連等において「ホルムアルデヒド放散等級表示制度」を立ち上げ、平成 15 年 3 月より運用を開始し、現在 (平成 18 年 3 月末) 308 社 (件) 5100 品目となっている。

また、次のシックハウス対策としては、トルエンやキシレン等の化学物質が対象に上がっている。

環境省は、ダイオキシン類の総排気量の大幅削減を図ることを目的とした「ダイオキシン類対策特別措置法」を制定し、平成 12 年 1 月 15 日から実施した。

また、同省は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行規則」を改正し、平成 14 年 12 月 1 日から廃棄物焼却施設の規制を大幅に強化した。

更に、平成 15 年 6 月から廃棄物の不法投棄の未然防止やリサイクルの促進のための特例制度 (広域指定制度及び再生利用認定制度) の適用拡大など、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正がなされ、12 月 1 日から産業廃棄物処理施設において木くず等性状の同じものについては、一般廃棄物であっても、その施設で処理することが認められた。加えて平成 16 年度より市町村における一般廃棄物処理施設において、条件付きであるが、産業廃棄物の木くず等も処理する

ことが出来る様になった。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行規則」の見直しについては木材業界等の実態をふまえ、乾燥した製材木くず等の廃棄物を焼却することを対象として「小型廃棄物焼却炉に係る処理基準の緩和」を内容とする政令を平成 16 年 10 月 27 日付で改正・公布し、平成 16 年 12 月 10 日から施行した。さらにダイオキシン類の測定における簡易測定法の導入については平成 17 年 9 月 14 日付で「ダイオキシン類の簡易測定法」の告示が行われ、即日施行された。これにより大幅な測定料引き下げが行われることとなった。この簡易測定法の対象は焼却能力 200Kg/時未満の廃棄物焼却炉に限られる。

厚生労働省は、平成 13 年 4 月 25 日付で、廃棄物の焼却炉に係る従事者の作業規制の強化を内容とする「労働安全衛生規則」の一部を改正し同年 6 月 1 日から施行した。

環境省は、平成 16 年 5 月 26 日付けで工場などからの揮発性有機化合物 (VOC) の排出を抑制する「大気汚染防止法」の改正公布を行った。具体的な施行日は、大気環境部会等での検討をふまえ、平成 18 年 5 月下旬までに行われる予定である。木材関係では、塗装を行う相当大規模な施設以外は規制を受けないこととなっている。

環境省は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)を制定するとともに「環境物品等の調達の推進に関する基本計画(特定物質の指定)」を作成し、平成 13 年 4 月から施行した。

平成 15 年度には、間伐材等小径木及びパーク堆肥に加え、製材等(製材、集成材、合板)が新たに特定物品として指定された。ただし、製材等の使用原料は間伐材等や小径木となっている。平成 17 年度には、違法伐採対策として、合法性(判断の基準)、持続可能性(配慮事項)の証明がされた、製材等(製材、集成材、合板、LVL)が新たに特定物品として指定された。

特許庁は平成 18 年 4 月 1 日より「商標法」を改正し、「商標審査基準」を改正し、「地域団体商標制度」を導入した。これにより、協同組合等の団体が地域の名称と商品(役務を含む)の名称を地域団体商標として、商標登録を受けることが可能となる。

近年、各産業界においては、ISO(国際標準化機構)により制定された「品質管理システムによる国際規格(ISO9000S)」及び「環境管理システムに関する国際規格(ISO14000S)」の認証を取得する動きが活発化している。

また、環境に配慮した管理、育成された森林に対する国際的な認証制度である FSC(森林管理協議会)等の森林認証制度が我が国にも導入され始め、違法伐採問題への対策の一つとして、この森林の管理に関する認証ラベリング制度に関心が高まっている。

このような中で、我が国では、平成 15 年 6 月、日本型の森林認証制度である「緑

の循環認証会議」(SGEC)が発足、認証森林の認定がはじまっている。

違法伐採問題については、沖縄、エービアンでのG8サミットに続き、平成17年7月開催のグレーンイグルス(イギリス)でのG8サミットにおいて、小泉総理から発表された気候変動イニシアティブの中でわが国はグリーン購入法によって合法性、持続可能性が証明された木材、木材製品を政府調達の対象とする措置を導入することとなった。

(2) 供給サイドの動き

平成17年の新設住宅着工数は、団塊ジュニア世代の住宅取得や低金利の中で銀行が個人の住宅ローンに力を入れたこと等の供給面のあと押しにより123万6千戸と前年比4.0%と増加したが、木造住宅の在来軸組工法住宅は42万6千300戸と前年比0.3%の減少となった。また、新設住宅の床面積は前年比1.0%と1戸当たり面積が小さくなっている。

このため、木材需要量については、プレカット加工の拡大に伴い集成材は増加したが、合板は微減、製材も減少し、全体としては、前年より若干減少の見込みである。

なお、このような中であって、木材業界は依然として構造改革への対応が進まないこと等から木材関連企業の倒産、廃業、事業の縮小が続いている。

供給面では、平成17年の国産材原木量は3.7%増したが、原木価格は間伐材の増大、台風被害材の出材等から前年より低下した。

なお、新たな市場開拓の動きとして、宮崎県をはじめ数県で、需要先を求めて、中国へスギ丸太輸出や展示住宅の設置、青森県や秋田県等が中国での総合展示・商談会に展示住宅による材工一体のスギ製品等を出展する等中国、韓国等の市場への参入に向けて動き出している。また、ジェットロや木材輸出振興協議会は前年に引き続き、日本産木材製品の中国市場開拓調査を実施している。今後の動向を注視する必要がある。

また、国内においても、国産原木価格の低下と外材の価格、供給の先行きなどから、合板、集成材等の原料として国産材への関心が高まっている。

一方、外材輸入量は円安、船運賃の高騰、環境問題等のコスト高もあり、丸太製材・合板ともに減少したが、合板原料の針葉樹化により北洋材のみが大幅に増加した。

また、集成材では構造用集成材がプレカット率の上昇に伴い大幅に増加した。この輸入先については、中国、ロシア、オーストリアの伸びが大きくなっている。

また輸入製品は、製材のKD化はもちろん集成材、OSB等品質の安定した加工木材のシェアが増加している。更に、ヤング係数による強度表示された製材も市場に出まわり増えている。

国産製材品については、構造材のプレカット化の促進に加え、羽柄材のプレ

カット化、金物工法のプレカット化、更に住宅部材のパネル化の流れの中で乾燥材など需要者ニーズに即応した製品供給を増加させているが依然として不十分な実態にあり、早急に外材製品や他の住宅資材との競争力を一層高める必要がある。

このため、全木連では乾燥材の供給体制を緊急に整備していくため、引き続き林野庁の乾燥材プロジェクトと連携を取り、「全木連乾燥材促進対策本部」を中心に乾燥材供給の各種助成措置の確保をはじめ改訂乾燥材生産技術マニュアル、パンフレットの配布、講習会の開催など取組みを積極的に実施している。

また、国産材製材に求められている量と品質の安定供給に向けては、昨年5月、大手製材工場よりなる「国産材製材協会」が発足し、また平成18年度予算においても、大量安定供給体制の整備を図るための新生産システム事業が実施される。更に、最近、KD製材の大型工場や国産材集成材工場では住宅メーカーのほかパワービルダー等の大規模需要者と直接あるいは商社経由で取引するものが増えて来ている。すなわち、「マーケットイン」の生産構造が形成されつつある。

国際化が進展する中で、国内外ともに同一条件でのJAS取得が可能となる改正JAS法に基づき、JAS規格はグローバル・スタンダード(国際的標準)となり、格付された海外製品の輸入が増加することが予想される。我国においても、JASマーク品の生産・流通が急がれる。

今、表示についてはキーワードとなっている「透明性」が求められている中で、耐震強度偽装や食品等の表示の偽装が大きな社会問題となっている。今後適正表示がますます重視され、構造用の製材品にもより厳しい目が注がれることになると思われる。

このため、その適正な対応並びにJAS製材品の供給普及に向けて、JAS製材品普及マニュアルの作成、パンフレットの配布、講習会の開催などの取組みを実施している。

また、農林水産省は平成17年9月、登録認定機関の国の関与の見直しや登録格付機関の廃止、木材流通業への認定工場の拡大等を内容とし平成18年3月1日より施行する「JAS法」の改正を行った。これに伴い、全木連は登録認定機関としての要件を欠くことから、平成17年12月5日有限責任中間法人「全国木材検査・研究協会」を設立、登録認定機関の登録を行い、平成18年3月1日以降の新規のJAS認定工場の認定を行うこととしている。

なお、本改正においては、既認定工場及び第1種格付業務については、3カ年の経過措置が取られており、平成21年2月28日まで一定要件を満すことにより活動が続けられる。

住宅構造材のプレカット化が全国で70%、首都圏ではほぼ100%まで伸展し、また羽柄材のプレカット化率も高まり、製材工場からプレカット工場への直納形

態が増大するなど、流通構造が急激に二極化してきている。これに伴い、製材工場に対して物流・倉庫機能を求める動きがでてきている。

この様な中で、問屋、市場等の流通部門からプレカット加工部門への参入が急増するとともに、大手プレカット工場を中心に加工能力拡充に向けて大型投資が続けられるとともに、CAD 入力の海外移転も活発化するなど、ますます競争激化と二極化の方向への動きが加速している。

また、住宅資材を扱う流通業においては、大手を中心に在庫機能の強化やジャスト・イン・タイムでの納材機能の強化等を図るため、統合、合併等による大型化が急速に進んでいる。更に製材工場等では、インターネットや展示即売会での出合による大工・工務店等への直接取引も増加して来ている。

木材の需要を拡大していくためには、住宅産業など木材需要サイドの動向、ニーズを踏まえた木材の普及、啓発に努めるとともに、最終消費者（施主等）に対する木材の普及・啓発を行うことが必要であり、更に、小中高等学校の子供達へ木材に親しんでもらうための取組みが必要である。そのため、全国中学生ものづくり教育フェア（木工の部）への協力及び高校生ものづくりコンテスト全国大会への協力を行っているところである。

その第一は木材 PR であり、全国版 PR ポスター、木材利用促進の各種のパンフ・チラシの作成・配布、新聞広告・テレビコマーシャルの実施、更には「木材フェア」「街角木ポイント」の実施等業界あげて木材 PR の推進に取り組んでいる。

また、地域のシンボリック建築物でもあり、規模も大きく、民間への波及効果が期待できる学校等公共建築施設の木造化を推進することが木材需要拡大に大きな意味を持っており、行政との緊密な連携のもとにこの取組みを積極的に進めている。

更に、地域材の利用については、NPO 法人「緑の列島ネットワーク」等の主導による森林所有者、製材工場、大工・工務店、設計者更に施主等が連携して、「顔の見える家づくり」運動が各地で展開されだしている。

農林水産省は平成 17 年 8 月、改訂策定した「農林水産省木材利用拡大行動計画」に基づき、木材利用の推進に努めている。

また、林野庁は平成 16 年 11 月、日本の森を育てる木づかいの円卓会議の国産材の利用が日本の森林を元気にすることであり、それが持続可能な暮らしを実現することにつながることを内容とする「木づかいのススメ」の提言を受け、同庁は平成 17 年度から「木づかい月間」の設定や木づかい応援団としての「プロ野球マスターズリーグ」への委嘱等、国民運動に向けての「木づかい運動」に取り組んでいる。

3. 平成 18 年度の木材産業の動向と課題

(1) 木材需要の大宗を占める住宅産業を巡っては、耐震偽装事件などにより国民の安全・安心の観点からの住宅の性能表示制度についての関心が一層高まっており、このことが部材や工法などへの要求となって川上の木材産業への影響が広がる可能性を持っている。

平成 18 年度の、新築住宅着工数の予想はほぼ前年同水準である 120-125 万戸と推定されており、また住宅リフォームについては上記の耐震性への関心の高まり、耐震改修促進税制導入もあり増加が予想される。

住宅の供給体制については、首都圏を中心とするパワービルダーのシェアの拡大にかけりが見えるが、パワービルダーやハウスメーカーの地方への進出など担い手の変化が一層進展することが見込まれる。

また、森林所有者、製材工場、大工・工務店、設計者等が連携しての「顔の見える家づくり」運動が各地で活発化しだしている。

木材需給については、ほぼ前年度と同水準の需給量が見込まれるが、その中で乾燥材、集成材、LVL 材、さらに部材化、パネル化された加工材等の品質性能の保証された信頼性が高く加工精度や施工性の高い木材製品へのシフトが一層促進される。

木材流通構造については、住宅資材のプレカット加工の拡大や工務店への直納等更にホームセンター、直需市場等その変化がより一層加速されるものと考えられる。

(2) 地球温暖化など地球環境問題や住宅の健康についての関心の高まりや住宅のリフォーム、増改築が増加傾向にある中であって、ムクの内装材、特に加工度や施工性の高い製品等の木材需要が増加している。

この風に乗って木材産業は、需要の変化に対応した消費者視点に立った製品の供給、最終消費者等需要者への木材利用推進活動、企業の社会的責任(CSR)への取組など創造的、挑戦的な産業に発展していく道を引き続き真剣に模索していく必要がある。

(3) 一方、原材料供給にかかる森林・林業サイドでは、18 年度は新たな森林林業基本計画の策定が行われる年である。この中で温暖化防止対策に対応した国産材の利用推進という観点が強く打ち出されることが予想され、施策の上でも新生産システムなど供給体制の大きな再編が推進されることとなっている。木材業界としても的確に対応する必要がある。

また、昨年の G8 サミットにおいて、違法伐採木材問題についての国際合意がなされたことから、合法材・持続可能な木材の供給体制の整備が要求され、政府調達のみならず、地方自治体・住宅メーカーなど調達政策の中での合法木

材・持続可能木材が位置づけられることが予想されることから、これへの対応が必要である。

- (4)この様な中で、木材の供給体制は住宅供給者のニーズに対応できるよう、品質・ロット・価格の面で国際水準の競争力を備えることが求められている。即ち、製品については、品質性能が担保された乾燥材、JAS 規格品や持続的経営から生産された木材製品であること、体制整備については、安定供給やコストの低減等生産・加工・流通の合理化、また、地球温暖化防止、廃棄物の発生抑制、資源の循環利用などの環境・健康・安全対策、合法木材の提供、労働力の確保対策、更に製材工場等の再編整備等の木材産業の構造改革への取り組みが急がれている。

また、大工・工務店・ハウスメーカー・パワービルダー、設計者等の住宅産業関係者との連携強化や「顔の見える家づくり」への各地域の情報提供などの支援が求められている。

- (5)消費者視点やグローバル視点からの JAS・JIS 等の制度の見直しをふまえて全国木材検査・研究協会（以下「全木検」という）が設立されたところであり、全木連においても新法人を支援し、連携した JAS 検査体制の確立、JAS 製品の普及促進への早急な取り組みが必要である。

4. 平成 18 年度の重点事項

以上のような諸情勢をふまえ、平成 18 年度の全木連の事業は、中・長期的視点も踏まえて、別添の計画事項とするが、特に次の事業を重点事項として取組むこととする。

- (1) 消費者視点を踏まえた、木材利用推進の取り組み

「木材表示推進協議会」の表示制度の普及及び表示木材の利用拡大への支援、グリーン購入法に位置づけられた合法木材の供給体制整備及び利用推進を図る。

「森を育む木の住まい推進普及事業」を通じて、消費者に対する木材の利用推進を図る。

木づかいコーディネーター（仮称）など木材の普及を担う人材育成の制度づくりを検討する。

- (2) 環境・健康・安全に係る制度の整備への対応

県産材認証・木材表示推進事業などの蓄積をふまえた合法木材供給のための業界認定の推進により違法伐採総合対策事業を推進する。

シックハウス対策に係わるホルムアルデヒド、アセトアルデヒドや天然由来の VOC 問題へ引き続き取り組む。

ダイオキシン対策、アスベスト対策など安全対策の推進への対応を図る。

(3) JAS 製品の普及推進と新たな JAS 制度の見直しへの取組み

JAS 検査体制の整備を図るとともに「有限責任中間法人 全国木材検査・研究協会」(全木検)への円滑な移行を支援する。

全木検と連携し、モニター制度の拡充など利用者からの情報収集につとめるとともに JAS 展の開催形態の見直しなど JAS 製品の普及戦略を検討する。

新たな保存処理薬剤の JAS 化への推進を図る。

(4) 木材産業の体質強化への取組み

新生産システム事業への的確な対応を図る。

国際研修協力機構の外国人研修、技能実習制度の活用に向けて、情報収集検討を進める。

(5) 内外の関連政策課題への的確な対応

WTO 協議、自由貿易協定など貿易「自由化」の動きへ適切に対応する。

森林林業基本計画改訂作業、住生活基本法の施行などへの木材業界の主張を反映させる。

三位一体改革・地方森林環境税などを通じた都道府県行政の展開への川下政策の強化に努める。

木材利用推進のため税制の推進を図る。

5 . 事業計画の実効性の確保に向けて

これらの事業計画を着実に実行するためには、全木連と各都道府県木(協)連との連携を一層強化し、更に、各地区における支部組織の活動を活発化していく中で、全国的課題と地域的課題のそれぞれに対する取組の強化を図り、組織と活動の活力を高めるとともに、国、地方の行政機関はもちろんのこと、林業・木材産業、木造住宅関係等関連団体や試験研究機関との連携をこれまで以上に強化して、効果的、効率的、総合的に事業を推進していくものとする。

特に、行政機関(林野庁、住宅局)や関係団体との定期的意見交換会の実施を行うこととする。

また、IT 活用による情報ネットワークの推進など時代状況に即した業界団体として、全木連、都道府県木(協)連等を通じて、組織体制と財政基盤の確立方策、求心力のある団体活動の在り方、団体の活性化対策等について引き続き検討する必

要がある。

さらに、具体的な施策提案等における根拠データの必要性やパブリックコメント（意見の公募）の実施など行政手法の変化に対応するため、全木連並びに各都道府県木（協）連等は共に、適確に対処していくものとする。

なお、全木連事務局体制の強化を図るため、事業拡大に見合ったアウトソーシングなどの活用、情報の共有化、HP の活性化など IT の活用、経理事務等の業務の効率化とともに職場環境の改善等への取組みを行う。